



府 食 第 63 号
平成 26 年 1 月 20 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について

平成 26 年 1 月 10 日付け厚生労働省発食安 0110 第 2 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

別紙に掲載の 29 品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該 29 品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該 29 品目が国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつ当該 29 品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. 1,1-ジクロロ-2,2-ビス (4-エチルフェニル) エタン
2. アザコナゾール
3. アニラジン
4. アラマイト
5. クロゾリネート
6. クロルブファム
7. クロルベンシド
8. クロロクスロン
9. ジオキサチオン
10. ジノテルブ
11. ジフェナミド
12. ジメチリモール
13. スルプロホス
14. ダイアレート
15. ナブタラム
16. ニトロタールイソプロピル
17. バーバン
18. ピラゾホス
19. ブロモホス
20. ブロモホスエチル
21. ホラムスルフロソ
22. ホルモチオン
23. メカルバム
24. メタクリホス
25. モノリニューロン
26. フェンクロルホス
27. 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール
28. ビチオノール
29. ミロキサシン